



超保険の更新を迎えるみなさまへ まさかに備えて、 ご契約内容の見直しは必要ありませんか？

近年、建設費が大幅に上昇しています。建物の支払限度額（保険金額）を暫く見直し
されていない場合など、罹災後の建て直しにかかる費用が保険金だけでは不足する
おそれがあります（*1）。ご契約の更新を迎えるこの機会に、支払限度額（保険金額）の
見直しは必要ないかご確認ください。

（例）
2015年 2,000万円で新築
2025年 再築するには
約600万円不足

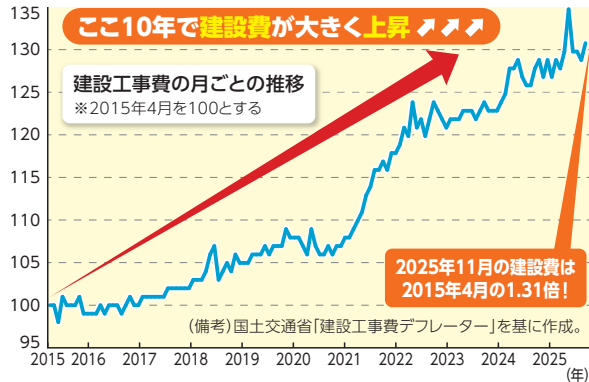


（*1）「住まいに関する補償」の建物の支払限度額（保険金額）は、契約締結
時点で保険の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額
（再取得価額）を評価（*2）して設定します。

（*2）「超保険（新総合保険）更新のご案内」の「住まいに関する補償」ページ
でご案内している「評価額」は、ご契約の建物情報をもとに、**建設費
等の動向を勘案した簡易評価により算出したもの**です。ご契約の建物
の評価額として十分であることを保証するものではありません。

※建物の評価額の算出方法・支払限度額（保険金額）の設定は、パンフ
レット兼重要事項説明書をご確認ください。

※「超保険（新総合保険）更新のご案内」の「住まいに関する補償」ページの
建築年月欄が不明または未確認の場合、ご申告いただくことで契約い
ただく保険料が安くなる可能性があります。あわせてご確認ください。



東京海上日動

HL4
C65-10239(3)改定202607